

# 令和 4 年度徳島県計画に関する事後評価

令和 5 年 1 1 月  
徳島県

# 目 次

## 1. 事後評価のプロセス

- (1) 「事後評価の方法」の実行の有無 . . . . . 1
- (2) 審議会等で指摘された主な内容 . . . . . 1

## 2. 目標の達成状況 . . . . . 2

## 3. 事業の実施状況

### 【事業区分1-1】 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- (1) 口腔ケア連携事業 . . . . . 1 2

### 【事業区分1-2】 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

- (1) 単独支援給付金支給事業 . . . . . 1 4

### 【事業区分2】 居宅等における医療の提供に関する事業

- (1) 在宅歯科医療連携室運営事業 . . . . . 1 5
- (2) 在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業 . . . . . 1 6
- (3) 訪問看護体制支援事業 . . . . . 1 7
- (4) 在宅医療・介護コーディネート事業 . . . . . 1 8
- (5) 在宅医療・介護連携サポート事業 . . . . . 1 9
- (6) 歯科医療関係者在宅医療対応力向上支援事業 . . . . . 2 0
- (7) ICT 地域医療・介護連携推進事業 . . . . . 2 1
- (8) 地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業 . . . . . 2 2
- (9) 退院支援担当者配置等支援事業 . . . . . 2 3
- (10) 小児在宅医療提供体制構築支援事業 . . . . . 2 4
- (11) 心身障がい者(児) 歯科診療対応力強化事業 . . . . . 2 6
- (12) 新任訪問看護師等人材確保事業 . . . . . 2 7

### 【事業区分4】 医療従事者の確保に関する事業

- (1) 地域医療支援センター運営事業 . . . . . 2 8
- (2) 看護師等養成所運営費補助事業 . . . . . 3 0
- (3) 小児救急医療体制整備事業 . . . . . 3 1
- (4) 子ども医療電話相談事業 . . . . . 3 2
- (5) 病院内保育所運営補助事業 . . . . . 3 3
- (6) 看護学生臨地実習指導体制強化事業 . . . . . 3 4
- (7) 新人看護職員研修事業 . . . . . 3 5
- (8) 看護職員勤務環境改善推進事業 . . . . . 3 6
- (9) 産科医等確保支援事業 . . . . . 3 7

(10) 新生児医療担当医確保支援事業	・・・	38
(11) 看護職員就業確保支援事業	・・・	39
(12) へき地看護職員確保・定着推進事業	・・・	40
(13) 看護師等養成所支援事業	・・・	41
(14) 臨床研修医確保対策推進事業	・・・	42
(15) 地域保健従事者実践能力強化事業	・・・	44
(16) 救急医療等「総合力」向上事業	・・・	46
(17) 後方支援機関への搬送体制支援事業	・・・	47
(18) 二次救急医療体制確保支援事業	・・・	48
(19) 歯科医療従事者養成確保事業	・・・	49
(20) 口腔機能向上研修事業	・・・	51
(21) 小児科・産科医師に係る働き方改革モデル事業	・・・	53

**【事業区分6】 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業**

(1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業	・・・	55
----------------------	-----	----

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・令和5年 8月29日 徳島県地域医療総合対策協議会において協議

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

徳島県地域医療総合対策協議会で指摘された主な内容

- ・指摘事項なし。

## 2. 目標の達成状況

### ■徳島県全体

#### 1. 目標

本県において高齢者人口がピークを迎える2020年に、全国に先駆けて「地域包括ケアシステム」の構築をを目指し、全市町村に生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を配置するなど、一定の体制整備が図られました。

今後、この体制を活かし、高齢者を含めて、地域を基盤とする包括的な支援を行う「地域共生社会の実現」を目指し、次の目標を設定して取り組みます。

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標、 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の目標

本県においては、医療施設に従事する医師の約75%が東部地域に集中する、いわゆる「医師の地域偏在」が顕著であるため、ICT利用による西部圏域及び南部圏域への支援などによる医療資源の効率的な活用と、地域完結型医療提供体制の構築を図ることを目標とします。

##### 【定量的な目標値】

- ・平均在院日数

36.3日（令和元年）→ 35.9日（令和4年）

- ・地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）

高度急性期： 821床（R3）→ 718床（R7）

急性期： 3, 611床（R3）→ 2, 393床（R7）

回復期： 2, 288床（R3）→ 3, 003床（R7）

慢性期： 4, 026床（R3）→ 2, 880床（R7）

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

本県における地域包括ケアシステムの深化・充実や、在宅医療提供体制の構築に向けた体制の整備を図ることを目標とします。

##### 【定量的な目標値】

- ・平均在院日数

36.3日（令和元年）→ 35.9日（令和4年）

- ・訪問看護事業所従事者数

495名（令和2年度）→ 510名（令和4年度までに）

- ・障がい者（児）受入開業歯科診療所数

140件（令和4年当初）→ 142件（令和5年当初）

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

地域における医師不足対策をはじめとした、医療人材、医療機能の確保・充実が急務となっているため、東部圏域とその他圏域との連携を十分に図り、地域の保健医療資源の効率的な活用と適正配置を図ることを目標とします。

##### 【定量的な目標値】

- ・ 県内就業看護職員数  
13,399人（令和2年末）→ 13,420人（令和4年末）
- ・ 県内の新生児を担当する医師数  
4人（令和3年度）→ 4人（令和4年度）
- ・ 救急告示医療機関数  
40機関（令和3年度）→ 40機関（令和4年度）
- ・ 県内就業歯科衛生士数（人口10万人対）  
180人（令和2年末）→ 180人（令和4年末）

#### ⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する目標

本県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要があることから、勤務医の働き方改革を推進することを目標とします。

##### 【定量的な目標値】

- ・ 県内医療機関従事医師数  
2,425人（H30）→ 2,450人（R5までに）

## 2. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

## □徳島県全体（達成状況）

【継続中（令和4年度の状況）】

### 1) 目標の達成状況

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する達成状況 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の達成状況

- ・ 平均在院日数  
36.3日（令和元年）→ 36.1日（令和4年）
- ・ 地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）  
高度急性期： 821床（R3）→ 813床（R4）  
急性期： 3,611床（R3）→ 3,577床（R4）  
回復期： 2,288床（R3）→ 2,387床（R4）  
慢性期： 4,026床（R3）→ 3,722床（R4）

## ② 居宅等における医療の提供に関する達成状況

- ・平均在院日数  
36.3日（令和元年）→ 36.1日（令和4年）
- ・訪問看護事業所従事者数  
495名（令和2年度）→ 522名（令和4年度）
- ・障がい者（児）受入開業歯科診療所数  
138件（令和4年当初）→ 144件（令和5年当初）

## ④ 医療従事者の確保に関する達成状況

- ・県内就業看護職員数  
13,399人（令和2年末）→ 13,443人（令和4年末）
- ・県内の新生児を担当する医師数  
4人（令和3年度）→ 3人（令和4年度）
- ・救急告示医療機関数  
40機関（令和3年度）→ 43機関（令和4年度）
- ・県内就業歯科衛生士数（人口10万人対）  
180人（令和2年末）→ 188人（令和4年末）

## ⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する達成状況

- ・県内医療機関従事医師数  
2,425人（H30）→ 2,435人（R2）

## 2) 見解

### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する達成状況 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の達成状況

「平均在院日数」については、令和4年が36.1日となっており、目標の達成には至っていないが、前年度（36.2日）からは減少し順調に進んでいることが確認できた。

「地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）」については、本基金等の活用により急性期病床及び慢性期病床の削減や不足する回復期病床への転換が進められたが、引き続き、急性期病床及び慢性期病床が過剰であり、加えて、回復期病床が不足しているため、地域医療構想の達成に向け、医療機関の病床再編を推進していく必要がある。

### ② 居宅等における医療の提供に関する達成状況

「平均在院日数」については、上述のとおり。  
上記以外の目標については達成した。

#### ④ 医療従事者の確保に関する達成状況

「県内の新生児を担当する医師数」については、令和4年度が3人となっており、目標の達成には至っていないことから、引き続き、目標達成に向け、取組みを推進していく必要がある。

上記以外の目標については達成した。

#### ⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する達成状況

「県内医療機関従事医師数」については、令和2年度が2,435人となっており、順調に推移していることから、令和5年度までの目標値達成に向け、取組みを推進していく必要がある。

### 3) 改善の方向性

「徳島県全体における機能ごとの病床数」については、地域医療構想調整会議での議論を促進し、医療機関における整備のニーズを迅速かつ的確にくみ上げられるようにする。

これら以外の目標の到達状況を確認できなかった指標については、おおむね順調に進んでいることから、翌年度以降も引き続き計画に基づき取り組むこととする。

また、いくつかの個別事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地・実技研修会の開催が延期、中止となったことにより目標を達成できていないことから、令和5年度においては目標達成に向けて、着実に実施していく。

### 4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。



## ■東部（目標と計画期間）

### 1. 目標

東部圏域は、医療施設従事医師の約75%が集中しているものの、政策医療や高度医療の拠点として県内の医療ニーズに完全に対応できているとは言えず、また、地域医療の拠点として他の地域を支援することが求められていますが、県全体に必要な医師や看護師等を供給できるだけの医療従事者養成・確保機能も不十分であるなどの課題があります。

これらの解消を図るため、地域医療の拠点としての機能を充実強化すると同時に、医師確保や多職種連携、ICT利用による他圏域への支援などにより、医療資源を効率的に活用することを目指します。

また、介護施設等における感染対策も課題となっており、これらの課題を解決するため、次の目標を設定します。

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の目標 【定量的な目標値】

- ・平均在院日数

36.3日（令和元年）→ 35.9日（令和4年）

- ・地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）

高度急性期： 538床（R3）→ 492床（R7）

急性期： 2, 670床（R3）→ 1, 605床（R7）

回復期： 1, 584床（R3）→ 2, 080床（R7）

慢性期： 3, 046床（R3）→ 1, 946床（R7）

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

##### 【定量的な目標値】

- ・県内の新生児を担当する医師数

4人（令和3年度）→ 4人（令和4年度）

- ・救急告示医療機関数

25機関（令和3年度）→ 25機関（令和4年度）

### 2. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

## □東部（達成状況）

【継続中（令和4年度の状況）】

### 1) 目標の達成状況

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の目標

#### 【定量的な目標値】

- ・平均在院日数  
36.3日（令和元年）→ 36.1日（令和4年）
- ・地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）  
高度急性期： 538床（R3）→ 538床（R4）  
急性期： 2,670床（R3）→ 2,654床（R4）  
回復期： 1,584床（R3）→ 1,608床（R4）  
慢性期： 3,046床（R3）→ 2,880床（R4）

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

##### 【定量的な目標値】

- ・県内の新生児を担当する医師数  
4人（令和3年度）→ 3人（令和4年度）
- ・救急告示医療機関数  
25機関（令和3年度）→ 25機関（令和4年度）

## 2) 見解

「平均在院日数」については、令和4年が36.1日となっており、目標の達成には至っていないが、前年度（36.2日）からは減少し順調に進んでいることが確認できた。

「地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）」については、本基金等の活用により急性期病床及び慢性期病床の削減や不足する回復期病床への転換が進められたが、引き続き、急性期病床及び慢性期病床が過剰であり、加えて、回復期病床が不足しているため、地域医療構想の達成に向け、医療機関の病床再編を推進していく必要がある。

「県内の新生児を担当する医師数」については、翌年度以降も、引き続き計画に基づき取り組むこととする（翌年度において継続して事業を実施）。

## 3) 改善の方向性

おおむね計画通りに進んでいることから、翌年度以降も引き続き計画に基づき取り組むこととする。

## 4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げしていない。

## ■南部（目標と計画期間）

### 1. 目標

南部圏域は、県内でもいち早く高齢化が進行している地域を抱えており、広い圏域

内に集落が点在している上、交通網の整備も不十分で、医療資源が乏しいことに加え、圏域内での医療資源の偏在が強く見られます。また、隣接する東部圏域における医師の地域偏在や診療科偏在により、医師不足が深刻な地域となっています。

このため、多職種連携を進めるとともにICTを活用した遠隔支援体制の拡充や病床機能の再編などにより、効率的に医療資源を活用し、地域完結型医療提供体制の構築を目指すため、次の目標を設定します。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する目標

【定量的な目標値】

- ・平均在院日数

36.3日（令和元年）→ 35.9日（令和4年）

- ・地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）

高度急性期：283床（R3）→179床（R7）

急性期：597床（R3）→514床（R7）

回復期：500床（R3）→613床（R7）

慢性期：450床（R3）→557床（R7）

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

- ・救急告示医療機関数

9機関（令和3年度）→ 9機関（令和4年度）

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

□南部（達成状況）

【継続中（令和4年度の状況）】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・平均在院日数

36.3日（令和元年）→ 36.1日（令和4年）

- ・地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）

高度急性期：283床（R3）→275床（R4）

急性期：597床（R3）→559床（R4）

回復期：500床（R3）→576床（R4）

慢性期：450床（R3）→391床（R4）

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・救急告示医療機関数

9機関（令和3年度）→ 12機関（令和4年度）

## 2) 見解

「平均在院日数」については、令和4年が36.1日となっており、目標の達成には至っていないが、前年度（36.2日）からは減少し順調に進んでいることが確認できた。

## 3) 改善の方向性

おおむね計画通りに進んでいることから、翌年度以降も引き続き計画に基づき取り組むこととする。

## 4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げしていない。

## ■西部（目標と計画期間）

### 1. 目標

西部圏域は、圏域全体に高齢化が進行しています。南部圏域同様、隣接する東部圏域における医師の地域偏在や診療科偏在により、医師不足が深刻な地域となっています。

このため、圏域内の医療機関間の役割分担と医師派遣などの相互協力体制の整備、ICTを活用した連携などにより、効率的な医療資源の活用を目指すため、次の目標を設定します。

また、介護施設等における老朽化も課題となっており、これらの課題を解決するため、次の目標を設定します。

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する目標

##### 【定量的な目標値】

- ・平均在院日数  
36.3日（令和元年）→ 35.9日（令和4年）
- ・地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）  
高度急性期： 0床（R3）→ 47床（R7）  
急性期： 344床（R3）→ 274床（R7）  
回復期： 204床（R3）→ 310床（R7）  
慢性期： 530床（R3）→ 377床（R7）

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

##### 【定量的な目標値】

- ・医師確保計画における医師偏在指標  
141.8（医師少数区域）→ 医師少数区域からの脱出（令和6年）
- ・救急告示医療機関数  
6機関（令和3年度）→ 6機関（令和4年度）

### 2. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

## □西部（達成状況）

【継続中（令和4年度の状況）】

### 1) 目標の達成状況

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・平均在院日数  
36.3日（令和元年）→ 36.1日（令和4年）
- ・地域における病床の機能分化・連携（地域医療構想の達成）  
高度急性期： 0床（R3）→ 0床（R4）  
急性期： 344床（R3）→ 364床（R4）

回復期 : 204床 (R3) → 203床 (R4)  
慢性期 : 530床 (R3) → 451床 (R4)

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 医師確保計画における医師偏在指標  
141.8 (医師少数区域) → 医師少数区域からの脱出 (令和6年)
- ・ 救急告示医療機関数  
6機関 (令和3年度) → 6機関 (令和4年度)

#### 2) 見解

「平均在院日数」については、令和4年が36.1日となっており、目標の達成には至っていないが、前年度 (36.2日) からは減少し順調に進んでいることが確認できた。

「医師確保計画における医師偏在指標」については、令和6年の目標の達成に向け、引き続き、取組みを推進していく。

#### 3) 改善の方向性

おおむね計画通りに進んでいることから、翌年度以降も引き続き計画に基づき取り組むこととする。

#### 4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO.1 (医療分)】 口腔ケア連携事業	【総事業費】 14,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	医療機関・徳島県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>病床の機能分化・連携の推進のためには、平均在院日数の短縮や退院後の患者に対する医療提供体制の充実が重要であり、周術期における口腔衛生管理は術後予後の改善につながるとされる。</p> <p>そこで、歯科標榜のない病院においても入院時の口腔衛生管理の充実により平均在院日数の短縮を図るとともに、転院・退院後における医科歯科が連携した医療提供体制の質的・量的充実、急性期から在宅医療に至るまでの流れのさらなる円滑化が必要である。</p>	
	<p>アウトカム指標：平均在院日数 36.3 日 (令和元年) → 35.9 日 (令和4年)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>○口腔ケア連携強化事業</p> <p>歯科標榜のない病院に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、周術期口腔管理を実践することで、医科歯科連携の効果を実践してもらい、自院内での口腔ケアの実施推進に繋げていけるよう、研修を実施し、人材を育成する。</p> <p>さらに、県下に医科歯科連携を波及するため、入通院患者が口腔管理を受けられるよう、コーディネーターを派遣し調整を行う。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医科歯科連携のための研修会等受講者 延80名	
アウトプット指標 (達成値)	医科歯科連携のための研修会等受講者 延130名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1 日 (令和4年度)</p>	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業では、周術期患者に対して口腔ケア (口腔衛生管</p>	

	<p>理)を実施している。周術期口腔衛生管理は有効性が確認され、保険適用となっており、歯科標榜がなく口腔ケアが実施できない病院においても院内での口腔ケアが実施される体制が推進されることで、患者の療養生活の質を高め、早期離床・平均在院日数の短縮に寄与する。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>病院職員との連携を図り、口腔ケアを効率的に実施することにより、より多くの対象患者に対する支援が可能となるよう努めている。</p> <p><b>(3) 見解及び方向性</b></p> <p>「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1 日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2 日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、事業の実施方法等について検討しながら取組を進めていく。</p>
その他	



事業の区分	1－2. 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	
事業名	【NO.2 (医療分)】 単独支援給付金支給事業	【総事業費】 61,560 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	県内の医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築が必要	
	アウトカム指標：令和4年度基金を活用して再編を行う病床機能毎の病床数 ・慢性期病床 △30床	
事業の内容（当初計画）	医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象となる医療機関数 1 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	対象となる医療機関数 1 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：令和4年度基金を活用して再編を行う病床機能毎の病床数 ・慢性期病床 △30床	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 令和4年度に地域医療構想調整会議及び医療審議会の協議等を経て、1医療機関において、病床数の減少を伴う病床機能再編が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 医療機関への周知を行い事業の活用を促し、過剰となっている病床の削減を図った。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.3 (医療分)】 在宅歯科医療連携室運営事業	【総事業費】 11,260 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	多職種と連携し、在宅療養者のケアプラン中に適切な口腔ケアを組み込み、在宅療養者の口腔ケアを行うことができる訪問歯科診療体制の構築が必要である。	
	アウトカム指標：平均在院日数 37.0 日 (平成30年) →35.9 日 (令和4年)	
事業の内容 (当初計画)	地域に根ざした在宅訪問歯科診療を推進するため、東部・南部・西部の県内3箇所に設置した在宅歯科医療連携室において、訪問歯科診療に係る相談や歯科診療所の紹介、訪問歯科医療機器の貸出等を行うとともに、関係職種と歯科診療所との連携調整業務や住民への広報活動を行う。また、引き続き歯科医療安全確保のための研修会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅歯科医療機器の貸出・使用総件数 1,400 件	
アウトプット指標 (達成値)	在宅歯科医療機器の貸出・使用総件数 1,178 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1 日 (令和4年度)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 在宅歯科医療連携室を運営し、地域の歯科医師、歯科衛生士、医師、訪問看護師等が連携を行うことで、歯科診療における円滑な多職種連携が図られた。</p> <p>一方で、「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1 日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2 日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、関係機関と連携し、各種施策に取り組む。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 圏域毎に運営室を設けたことで、移動等の経費を節約できた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.4 (医療分)】 在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	【総事業費】 40,436 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>全人的な医療を提供できる医師を増加させることにより、患者が入院医療機関から住み慣れた地域への在宅復帰（退院）を安心して選択できる、在宅医療提供体制の充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：平均在院日数 36.3 日（令和元年）→35.9 日（令和4年）</p>	
事業の内容（当初計画）	在宅医療において、日常遭遇する疾患や障害に対して適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供できるよう、専門領域に関わらず、かかりつけ医としての幅広い知識向上のための研修を行う。また、在宅医療に携わる従事者の支援として、在宅チーム医療の現場でのリーダー（医師）の育成を目的とした研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	WEB開催を含む研修会の開催件数 10回 研修会の受講者数 1,500人	
アウトプット指標（達成値）	WEB開催を含む研修会の開催件数 24回 研修会の受講者数 3,215人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1日（令和4年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 在宅医療に必要な疾病予防、介護、看取り等の課題について、多職種と連携し適切な対応が可能な医師の養成が進んでいる。 一方で、「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、関係機関と連携し、各種施策に取り組む。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 研修の多くを県医師会館で行い、さらにWEB配信を併用することで会場代等を節約できた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.5 (医療分)】 訪問看護体制支援事業	【総事業費】 31,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県、徳島県看護協会等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>在院日数の短縮化や、医療ニーズの高い在宅療養者に対する適切な看護サービスの提供が求められる中、在宅医療は慢性期及び回復期患者の受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。</p> <p>アウトカム指標：訪問看護事業所従事者数 495名（令和2年度）→510名（令和4年度までに）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県民が住み慣れた地域の中で療養生活を送ることができるように、「訪問看護支援センター」を中心に、医療機関等と連携し、訪問看護に関する相談・教育研修等を行うことにより24時間・365日訪問看護が提供できる体制を構築することを支援する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>訪問看護に関する研修等の開催 10回 研修への参加者数 延 200名</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>訪問看護に関する研修等の開催 35回 研修への参加者数 延 466名</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護事業所従事者数 522名（令和4年末） ※県速報値</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 訪問看護支援センターを中心に、医療機関と連携し、訪問看護に関する相談・教育研修の実施により、24時間365日訪問看護が提供可能な体制整備が図られた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 運営委員会等の開催により、訪問看護支援センターの運営及び関係機関との連携を推進し、効率的な事業展開が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.6 (医療分)】 在宅医療・介護コーディネート事業	【総事業費】 3,761 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の入院医療機関から住み慣れた地域への在宅復帰（退院）を推進するためには、在宅医療・介護の連携に取り組んでいる関係者間の情報共有及び協働が必要。	
	アウトカム指標：平均在院日数 36.3 日（令和元年）→35.9 日（令和4年）	
事業の内容（当初計画）	地域包括ケアシステムの構築及び在宅医療・介護サービスの充実に向けて、市町村のサポートや市町村圏域を越えた課題の解決等に対して、保健所が中心となり対応する。2次（1.5次）医療圏単位での、在宅療養患者の入退院時の円滑な情報共有に向けた「退院支援ルール」の定着を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	退院支援ルールの定着・改善に係る会議の開催 3回	
アウトプット指標（達成値）	退院支援ルールの定着・改善に係る会議の開催 6回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1日（令和4年度）	
	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>県内保健所管内で退院支援ルールが運用されることにより、在宅復帰する患者の退院調整漏れを未然に防ぐことができ、在宅医療と介護の切れ目のない連携体制の構築につながる。</p> <p>一方で、「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、関係機関と連携し、各種施策に取り組む。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>会議を二次医療圏内の保健所合同で開催することにより、経費を削減した。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.7 (医療分)】 在宅医療・介護連携サポート事業	【総事業費】 6,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	医療機関等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>患者の入院医療機関から住み慣れた地域への在宅復帰（退院）を推進するためには、県内各地域において、在宅医療・介護の連携に取り組んでいる関係者間の情報共有及び協働が必要。</p> <p>アウトカム指標：平均在院日数 36.3 日（令和元年）→35.9 日（令和4年）</p>	
事業の内容（当初計画）	訪問診療を受けている在宅患者が入院治療を必要とした際に、適切な入院可能医療機関を探し、紹介する仕組みである「後方支援ネットワーク」の構築を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	本事業を活用して後方支援病院ネットワークの構築に取り組む医療機関等の数 2 か所	
アウトプット指標（達成値）	本事業を活用して後方支援病院ネットワークの構築に取り組む医療機関等の数 3 か所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1 日（令和4年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 在宅医療を提供する医療機関の増加を目指し、在宅療養者の入院治療が必要となった際、受け入れてくれる医療機関のネットワークを予め構築しておく体制が整った。 一方で、「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1 日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2 日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、関係機関と連携し、各種施策に取り組む。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 補助対象機関について、救急告示医療機関であることなどの要件を設定して補助することにより、最大の効果を上げることが図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.8 (医療分)】 歯科医療関係者在宅医療対応力向上支援事業	【総事業費】 230 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県歯科医師会等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>後期高齢者の特性に応じた診療や保健指導に対応できる歯科医療従事者のレベルアップにより、県内の歯科医療、訪問歯科診療の向上を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 後期高齢者歯科健診協力歯科診療所数の維持 383 件（令和4年度当初）→383 件（令和5年度当初）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>平成27年度より後期高齢者に対し、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施している。平成30年度からは在宅で介護を受けている後期高齢者にも対象を拡大し、訪問歯科健診及び歯科保健指導を行っている。これらの健診マニュアルを活用し、協力歯科診療所を対象に説明会を開催する。健診内容の説明と診断の仕方及び高齢者の特性に応じた保健指導方法を周知徹底する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	説明会開催数1回 （後期高齢者歯科健診協力歯科診療所対象）	
アウトプット指標（達成値）	説明会開催数1回 （後期高齢者歯科健診協力歯科診療所対象）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：後期高齢者歯科健診協力歯科診療所数の維持 379 件（令和5年度当初）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 後期高齢者歯科健診に関する情報を提供し共有することで県内の後期高齢者の歯科医療の向上が図られる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 口腔機能に関する検査項目を追加し、ご自身の口腔の衰え（オーラルフレイル）を知ってもらう機会となった。 また、口腔機能管理学分野の講師を選ぶことにより、適切な保健指導を周知することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.9 (医療分)】 ICT 地域医療・介護連携推進事業	【総事業費】 3,476 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>入退院を繰り返す在宅療養患者の傾向を把握し、効率的な在宅医療の提供を行う体制の整備が必要である。</p> <p>アウトカム指標：平均在院日数 36.3 日 (令和元年) → 35.9 日 (令和4年)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>平成30年度までに構築したICTを用いた在宅医療システムの運用を行い、在宅医療を提供する医師を中心とした多職種が当該システムを円滑に利用できる体制を継続する。</p> <p>症例検討をベースにした情報共有体制を構築し多職種間でシステム活用された症例について共有し、在宅における重症症例や看取り症例の受入体制を構築する。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅医療支援システム登録患者数 30人 (徳島市内)	
アウトプット指標 (達成値)	在宅医療支援システム登録患者数 85人 (徳島市内)	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1日 (令和4年度)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 県内の在宅医療に関するデータを収集・分析し、郡市医師会及び医療機関と情報共有を行うことで、時間に縛られず、多職種間で情報を伝達することが可能となった。 一方で、「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、関係機関と連携し、各種施策に取り組む。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 県医師会がシステムを導入し、郡市医師会でも利用することができるため、各々が導入するより費用が節減できた。</p>	
その他		



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10 (医療分)】 地域包括ケア・在宅医療推進薬剤師育成事業	【総事業費】 700 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	(一社) 徳島県薬剤師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療で使用される高カロリー輸液や抗がん剤等の注射薬調製に関する十分な知識や技術のある薬剤師が不足している。	
	アウトカム指標： 研修受講後の無菌調剤を実施する薬剤師の数 0人 (R3.4) → 30人 (R5.3)	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療で使用される医療用麻薬や終末期医療に関する研修会を開催するとともに、クリーンベンチでの注射薬調製 (無菌調剤) に係る実技研修を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修 (座学及び実技) を受講した薬剤師数 0人 (R3.4) → 40人 (R5.3)	
アウトプット指標 (達成値)	研修 (座学及び実技) を受講した薬剤師数 42人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 研修受講後の無菌調剤を実施する薬剤師の数 30人	
	<p>(1) 事業の有効性 新型コロナウイルスの感染防止対策を行いながら無菌調剤に係る実技研修を実施し、目標とする人数を養成した。</p> <p>(2) 事業の効率性 座学研修を実技研修と合わせて実施することで事業の効率化を図るとともに、研修に係る経費を削減した。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.11 (医療分)】 退院支援担当者配置等支援事業	【総事業費】 51,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>患者の入院医療機関から住み慣れた地域への在宅復帰（退院）を推進するためには、県内各地域において、在宅医療・介護の連携に取り組んでいる関係者間の情報共有及び協働が必要。</p> <p>アウトカム指標：平均在院日数 36.3 日（令和元年）→35.9 日（令和4年）</p>	
事業の内容（当初計画）	退院後、間もない再入院や要介護度の悪化を防ぐため、適切な退院調整を行い、患者の状況に応じた在宅医療・介護サービスの提供を行う必要があることから、医療機関の退院支援担当者の配置を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	本事業を活用して退院支援担当者を配置する医療機関数 5 機関	
アウトプット指標（達成値）	本事業を活用して退院支援担当者を配置する医療機関数 6 機関	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1 日（令和4年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 退院支援担当者を配置することで、退院後において医療・介護のケアが必要な患者へのサポートを提供する在宅医療の体制が構築された。 一方で、「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1 日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2 日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、関係機関と連携し、各種施策に取り組む。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 補助対象者について、当年度に新たに雇用した担当者であることなどの要件を設定して補助することにより、最大の効果を上げることを図った。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12 (医療分)】 小児在宅医療提供体制構築支援事業	【総事業費】 3,465 千円
事業の対象となる区域	東部	
事業の実施主体	徳島市医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の進歩により医療的ケア児・者は増加傾向にあるが、小児在宅医療に取り組む小児科医は少ないことに加え、小児から成人へ移行後も引き続き小児科医が診療していることが課題となっている。	
	アウトカム指標：平均在院日数 36.3 日 (令和元年) →35.9 日 (令和4年)	
事業の内容 (当初計画)	本事業は、医療的ケア児・者が安心して在宅療養できる環境を整備するため、小児在宅医療を提供する医師の養成及び医療的ケア児が成人後に、小児科医から内科医等へ円滑な引継ぎができるようにするための研修会の実施、紹介窓口の設置、小児在宅医へのサポート体制の構築に係る経費の一部を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修会の開催件数 2回 県内の小児在宅サポート医の数 15名	
アウトプット指標 (達成値)	研修会の開催件数 2回 県内の小児在宅サポート医の数 10名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1日 (令和4年度)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>委員会や研修会、講演を開催し、小児在宅医療サポート体制について検討を行った。さらに、小児在宅医のサポートや成人期に移行した医療的ケア者への在宅医療に協力する医師の協力を募り、サポート体制の構築を図ったが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、予定していた研修会の中止や、小児在宅サポートの休止等のため、アウトプット指標の達成に至らなかった。このため、「平均在院日数」にも影響があり、「36.1日」とアウトカム指標の目標値に至っていないが、前年度の「36.2日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、目標の達成に向けて、関係機関と連携し、各種施策に取り組む。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p>	

	コロナ禍において、研修会をオンラインで行うなど、工夫を行った。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.13 (医療分)】 心身障がい者(児) 歯科診療対応力強化事業	【総事業費】 600 千円
事業の対象となる区域	東部、南部、西部	
事業の実施主体	徳島県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医科歯科連携を前提とした安全で質の高い歯科医療の提供が必要である。</p> <p>アウトカム指標：障がい者(児) 受入れ開業歯科診療所数 140件 (R4当初) → 142件 (R5当初)</p>	
事業の内容 (当初計画)	障がい者歯科専門医による開業医・関係団体向け講習会の開催	
アウトプット指標 (当初の目標値)	講習会参加者数 52人 (R4当初) → 54人 (R5当初)	
アウトプット指標 (達成値)	講習会参加者数 63人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 障がい者(児) 受入れ開業歯科診療所数 144件</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 患者に身近な地域の開業歯科医の障がい者に対する知識と歯科診療の対応力を図ることで、医療弱者である障がい者の健康増進に寄与するとともに、障がい者の受入れ開業歯科診療所の増加により、障がい者歯科診療体制の強化が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 講習会の実施にあたっては、団体の施設及びWEB配信を利用するなど事業を効率的に実施した。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 新任訪問看護師等人材確保事業	【総事業費】 4,600 千円
事業の対象となる区域	東部、南部、西部	
事業の実施主体	徳島県、各訪問看護ステーション	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>在宅医療は慢性期及び回復期患者の受け皿として、また看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。しかし、訪問看護事業所数や訪問看護職員数には地域偏在が大きく、特にへき地においては次世代を担う若手人材の確保に苦慮しており、将来に渡って持続可能な訪問看護提供体制の整備を進める必要がある。</p> <p>アウトカム指標：訪問看護事業所従事者数 495名（令和2年度）→510名（令和4年度までに）</p>	
事業の内容（当初計画）	へき地においても長期的に訪問看護に従事できる人材を確保し、持続可能な訪問看護提供体制を整備するため、へき地に所在する訪問看護ステーションに対し人材確保にかかる支援を行うことにより、県民が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができる体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護ステーションへの補助 1施設	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護ステーションへの補助 1施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護事業所従事者数 522名（令和4年末） ※県速報値</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 新任訪問看護師等の人件費を補助することにより、次代を担う新任訪問看護師等の人材確保が図られ、県民が住み慣れた地域で、質の高い訪問看護を受けられる体制の構築を推進することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 事業の対象を特に看護職員が不足しているへき地に所在する訪問看護ステーションに限定し、徳島県訪問看護支援センターが実施する「新人訪問看護師育成プログラム」を活用することで、効率的に事業を展開することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 358,928 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県は医師多数県であるが、医師少数区域もあり、医師偏在が顕著である。また、医師多数区域でも、地域によって医師偏在が起こっており、地域医療ニーズに応じた適正な医師配置が必要である。</p> <p>アウトカム指標：  (1) 医師確保計画における医師偏在指標  西部（医師少数区域）141.8  → 医師少数区域からの脱出（R6）  (2) 地域医療支援センターが配置調整を行う医師数  45名以上</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>地域医療対策を担う医師の「キャリア形成」や「医師の配置調整」など医師確保対策を総合的に行うため、徳島大学に「徳島県地域医療支援センター運営事業」を委託するとともに、県内中核病院や徳島大学、県医師会等とも連携し本県における地域医療の安定的な確保を図る。</p> <p>・本県の地域特別枠：12人を別枠方式により選抜（うち7人分に地域医療介護総合確保基金を充当）</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域医療ニーズに応じた適正な医療配置の検討回数 5回</p> <p>地域枠医師のキャリア形成プログラムの適用割合 100%</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>地域医療ニーズに応じた適正な医療配置の検討回数 7回</p> <p>地域枠医師のキャリア形成プログラムの適用割合 100%</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：  (1) 医師確保計画における医師偏在指標  令和4年度未集計  (2) 地域医療支援センターが配置調整を行う医師数  47名</p>	

	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>地域医療を担う医師の「キャリア形成」支援や「医師配置調整」などの取組を、徳島県内の医療機関が連携、協力して実施することを通じ、地域医療を担う医師の育成・確保が図られ、地域医療の安定的な確保に寄与した。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>地域医療支援センターの運営を、県内で唯一の医師教育機関として人材育成ノウハウを有し、かつ最も多くの医師が在籍する徳島大学病院で行うことで、効率的に事業を実施した。</p>
その他	



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.16 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 19,271 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	三好市医師会准看護学院・南海病院附属准看護学院等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療の高度化，保健・衛生・福祉の充実などにより平均寿命が延伸した一方で，出生数は減少し，少子高齢化が進展すると共に，団塊の世代が75歳以上となる2025年には，世界に例のない超高齢多死社会を迎え，その後も高齢化が進展すると推計されており，これらの状況を見据えた，看護職員の養成確保対策のさらなる推進が必要である。</p> <p>アウトカム指標：県内就業看護職員数 13,399人（令和2年末）→13,420人（令和4年末）</p>	
事業の内容（当初計画）	看護師等養成所の運営に必要な経費を補助する事により，看護職員の養成確保を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助を行う看護師等養成所 2箇所	
アウトプット指標（達成値）	補助を行う看護師等養成所 2箇所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業看護職員数 13,488人（令和4年末） ※県速報値</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 看護師等養成所の運営に要する経費に対する補助により，県内における看護職員の養成確保が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> へき地等，看護職員の需要が高い地域において運営する養成所に対し，効率的に補助を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.17 (医療分)】 小児救急医療体制整備事業	【総事業費】 42,386 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>安心して子育てができる社会の実現のため、小児救急医療の提供体制を整備する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：小児救急拠点病院及び小児救急医療輪番病院が設置されている二次医療圏数 3医療圏 (R3) → 3医療圏 (R4)</p>	
事業の内容 (当初計画)	小児救急拠点病院及び小児救急輪番病院の運営補助により小児救急医療提供体制の確保を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	小児救急拠点病院及び小児救急輪番病院の数 4機関	
アウトプット指標 (達成値)	小児救急拠点病院及び小児救急輪番病院の数 4機関	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 小児救急拠点病院及び小児救急医療輪番病院が設置されている二次医療圏数 3医療圏 (R4)</p> <p>(1) 事業の有効性 各圏域に対して小児救急医療体制整備事業を行ったことで、小児救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域ごとの体制整備を図ったことにより、県下全域で効率的な体制確保が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.18 (医療分)】 子ども医療電話相談事業	【総事業費】 22,162 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>子どもの急な病気・怪我について、医療機関を受診すべきか、救急車を呼ぶべきか等、親が判断に迷い、不安に感じるケースがある。</p> <p>これを取り除くことにより安心して子育てを行える社会の実現を目指すと同時に、小児救急医療機関の負担を軽減し、現在の小児救急医療体制の維持に努める必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 小児救急医療拠点病院における軽症患者率 86.8% (H28) →86.8%以下 (R4)</p>	
事業の内容 (当初計画)	子どもの急な発熱等に対し適切な助言を行う電話相談窓口を設置することにより、保護者の育児不安を解消する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	子ども医療電話相談件数 年間 8,000 件	
アウトプット指標 (達成値)	子ども医療電話相談件数 年間 8,531 件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 小児救急医療拠点病院における軽症患者率 57.6%(R4)</p> <p>(1) 事業の有効性 月曜日から土曜日までは18時～翌朝8時、日曜・祝日・年末年始は、24時間対応の電話相談窓口を設置し、保護者の育児不安の解消が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 専門業者に委託することにより、保護者に対して効率的な電話相談サービスを提供することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.19 (医療分)】 病院内保育所運営補助事業	【総事業費】 49,944 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	病院等 (公立・公的除く。)	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>看護職員等の勤務環境を改善することにより、看護職員等の離職防止や潜在看護職員の再就業の促進を図ることで、医療体制を整える。</p> <p>アウトカム指標：県内就業看護職員数 13,399人 (令和2年末) →13,420人 (令和4年末)</p>	
事業の内容 (当初計画)	看護職員等の離職及び潜在看護職員等の再就業を促進するため、病院内保育所を設置する病院等に対して、病院内保育所の運営等に必要な経費等を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	運用対象施設数 8施設	
アウトプット指標 (達成値)	運用対象施設数 11施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業看護職員数 13,488人 (令和4年末) ※県速報値</p> <p>(1) 事業の有効性 病院内保育所を運営する病院等に対し運営に要する経費を補助することにより、看護職員の離職防止と潜在看護職員の再就業を促進した。</p> <p>(2) 事業の効率性 病院の負担能力に応じた補助金額の配分により、効率的な補助を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20 (医療分)】 看護学生臨地実習指導体制強化事業	【総事業費】 4,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県・徳島県看護協会等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化の進展や医療の高度化，専門分化に対応し，県民の保健医療ニーズに応じることができる資質の高い看護職員を養成し確保することが必要となっている。	
	アウトカム指標：県内就業看護職員数 13,399人（令和2年末）→13,420人（令和4年末）	
事業の内容（当初計画）	効果的な実習指導ができる知識・技術を習得した実習指導者の養成確保を図ることから，看護学生の臨地実習指導等にかかる環境を整え，質の高い看護職を養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	保健師助産師看護師等実習指導者講習の修了者数 20人	
アウトプット指標（達成値）	保健師助産師看護師等実習指導者講習の修了者数 23人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業看護職員数 13,488人（令和4年末） ※県速報値	
	<p><b>（1）事業の有効性</b> 実習指導者の育成を通じ，看護学生の臨地実習指導に係る環境整備を図り，質の高い看護職員の養成を推進することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 質の高い看護職員の養成に当たり，看護学生の臨地実習環境整備強化と実習指導者の育成を併せて効率的に推進することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.21 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 20,053 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県 (徳島県看護協会に委託)・各実施病院等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>看護の質の向上, 医療安全の確保, 早期離職防止の観点から, 新人看護職員研修は不可欠であり, 研修を通して臨床実践能力を高める。</p> <p>アウトカム指標: 県内就業看護職員数 13,399人 (令和2年末) → 13,420人 (令和4年末)</p>	
事業の内容 (当初計画)	新人看護職員に対して研修等を実施する病院及び受け入れ研修を実施する病院等への補助を行うとともに, 研修責任者研修等を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	新人看護職員研修の実施病院への補助 15箇所	
アウトプット指標 (達成値)	新人看護職員研修の実施病院への補助 22箇所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標: 県内就業看護職員数 13,488人 (令和4年末) ※県速報値</p> <p>(1) 事業の有効性 新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止のための事業を実施することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 新人看護職員研修を実施する医療機関の補助のほか, 多施設合同研修の実施等, 県内の全ての新人看護職員が必要な研修を受講できる環境を整備することで, 効率的に看護職員の質の確保に取り組むことができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.22 (医療分)】 看護職員勤務環境改善推進事業	【総事業費】 9,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	各実施病院等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>病院や診療所等を中心に、看護職員の不足感が続く状況の中、看護職員の確保定着が従来にも増して重要となっており、看護職員の確保定着には、看護業務や職場環境の改善等の取組が不可欠である。</p> <p>アウトカム指標：県内就業看護職員数 13,399人（令和2年末）→13,420人（令和4年末）</p>	
事業の内容（当初計画）	看護職員の勤務環境改善の促進及び看護の質の向上を図るために、短時間勤務制度、看護管理補助者導入を行う施設に対しての補助等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	勤務環境改善への取り組み検討施設 1か所	
アウトプット指標（達成値）	勤務環境改善への取り組み検討施設 1か所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業看護職員数 13,488人（令和4年末） ※県速報値</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 看護職員が、ワークライフバランスを実現し、健康で安全に就業を継続できる職場環境作りに取り組むことにより、医療機関における勤務環境改善が図られた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 補助対象施設については、導入時における1回に限ることで、より効率的・計画的に、これまで多くの医療機関が勤務環境の改善に取り組むことができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.23 (医療分)】 産科医等確保支援事業	【総事業費】 28,517 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	分娩を取り扱う徳島県内医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>分娩を取り扱う産科医・産婦人科医の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：分娩1,000件あたりの産婦人科医師数 14.7人 (H28) → 14.7人 (R3)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>地域でお産を支えている産科医、助産師の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当 (分娩1件あたり10,000円) を支給する県内の医療機関に対して補助を行う。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	手当支給者数 42人	手当支給施設数 14施設
アウトプット指標 (達成値)	手当支給者数 78人	手当支給施設数 13施設
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 分娩1,000件あたりの産婦人科医師数 18.6人 (R4)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業により分娩1,000件あたりの産婦人科医師数が平成28年度14.7人から令和4年度18.6人に増加するなど、産科医の確保に効果があった。 令和4年度の分娩を取り扱っている医療機関数は13施設であり、目標設定時には分娩を取り扱っている医療機関すべてを目標値と設定していたため指標を達成できなかったが、分娩1,000件あたりの産婦人科医師数は増加していることから事業効果はあったものと考えられる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 徳島県の中でも地域医療の拠点となる公的病院を優先して支援することにより、効率的に実施している。</p>	
その他		



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.24 (医療分)】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費】 1,218 千円
事業の対象となる区域	東部	
事業の実施主体	徳島大学病院等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	NICUにおいて新生児を担当する医師の確保を図るため、その処遇改善に取り組む医療機関を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：県内の新生児を担当する医師数 4人（令和3年度）→4人（令和4年度）	
事業の内容（当初計画）	NICUにおいて新生児を担当する医師に対しNICUに入院する新生児に応じて手当を支給している医療機関に補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新生児医療担当手当支給回数 50回	
アウトプット指標（達成値）	新生児医療担当手当支給回数 114回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内の新生児を担当する医師数 3人（令和4年度）	
	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本事業により県内の新生児を担当する医師の延べ人数が28人に達するなど、新生児を担当する医師の確保に効果があった。</p> <p>新生児を担当する医師数については、人事異動により減少しているものの、新生児を担当する医師の延べ人数が28人に達するなど事業効果があったものと考えられる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>新生児の中でも特に医療を必要とするNICUにおける新生児を担当する医師を優先して支援することにより、効率的に実施している。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.25 (医療分)】 看護職員就業確保支援事業	【総事業費】 7,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療の高度化・専門化，住民の医療ニーズの高まり等により，資質の高い看護職員の養成が必要である。さらに，第八次徳島県看護職員需給見通しにおいて，就業看護職員のワークライフバランスの実現を図るためには，更なる看護職員の養成が必要とされており，看護職員の質と量の確保対策は喫緊の課題である。</p> <p>アウトカム指標：県内就業看護職員数 13,399人（令和2年末）→13,420人（令和4年末）</p>	
事業の内容（当初計画）	看護関係の各種説明会等の開催により看護のイメージアップを図る等，看護学生の県内定着を推進させるほか，定年退職した看護職等の生涯活躍を支援するアクティブナース活躍支援事業の実施により，看護の質の向上や，在宅医療現場における看護職の効果的な確保定着を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護関係の各種説明会等の開催回数 3回 退職後の看護職員活動人数 延べ50人	
アウトプット指標（達成値）	看護関係の各種説明会等の開催回数 13回 退職後の看護職員活動人数 延べ147人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業看護職員数 13,488人（令和4年末） ※県速報値</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 看護職員を目指す者の増加及び看護学生の県内定着を推進するとともに，生涯活躍できる看護職員を育成することにより，看護職員の確保・定着を図ることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 看護職員を目指す学生の確保から業務に精通した潜在看護職員の生涯活躍支援まで，総合的な看護職員養成確保事業を実施することにより，県全体における看護職員確保を効率的に推進することに繋がった。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.26 (医療分)】 へき地看護職員確保・定着推進事業	【総事業費】 20,331 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>へき地における人口減少及び高齢化は顕著であるが、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという願いは多くの県民の願いでもある。そのような期待に応えるためには、特にへき地における看護職の確保・定着が課題である。</p> <p>アウトカム指標：県内就業看護職員数 13,399人（令和2年末）→13,420人（令和4年末）</p>	
事業の内容（当初計画）	へき地において、看護学生が地域看護の見学や住民との交流体験等を行うことにより、へき地における人材の確保・定着を図るとともに、へき地における看護の提供体制や人材確保等について、多機関と連携し協議を行い、課題解決を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・復職研修の実施 1回	
アウトプット指標（達成値）	・復職研修（定時看護技術演習、臨時看護技術演習）の実施 計18回	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業看護職員数 13,488人（令和4年末） ※県速報値</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> へき地等の地域の実情に応じた看護提供体制及び人材確保等について、関係機関との連携により課題解決に向けた取り組みを推進することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 看護提供体制の確保をはじめ、へき地における看護職員確保・定着のための事業を総合的に取り組むことにより、より多くの関係機関との連携を推進し、効率的な事業実施に繋がった。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.27 (医療分)】 看護師等養成所支援事業	【総事業費】 20,422 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護現場は、病院、診療所だけでなく、訪問看護、デイケア、災害現場等、多種多様となっており、看護職は多方面での看護活動が求められている中、このような看護現場に適応できる看護職を養成していくことが重要である。	
	アウトカム指標：県内就業看護職員数 13,399人（令和2年末）→13,420人（令和4年末）	
事業の内容（当初計画）	専任教員の研修やスクールカウンセリングの実施等により、看護師等学校養成所における看護職員の養成を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	スクールカウンセリング実施養成所への補助 2校	
アウトプット指標（達成値）	スクールカウンセリング実施養成所への補助 3校	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業看護職員数 13,488人（令和4年末） ※県速報値	
	<p><b>（1）事業の有効性</b> スクールカウンセリングを実施することにより、学生の教育環境が整備されるとともに、専任教員臨床研修を実施することにより、教員の資質向上を図ることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> スクールカウンセリングについては、養成所の状況に応じて予約制も取り入れ、必要に応じて適切かつ的確に実施することにより、効率的に事業を推進した。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.28 (医療分)】 臨床研修医確保対策推進事業	【総事業費】 2,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県臨床研修連絡協議会等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成16年度に新しい医師臨床研修制度が開始されて以降、研修医の都心部への流出が進んでいる。一人でも多くの研修医を確保し、将来の県内の医療人材の確保につなげる。	
	アウトカム指標： 平成27年度以降の県内での研修医総マッチング件数 115人（平成27年度）→404人（令和4年度）	
事業の内容（当初計画）	県内に一人でも多くの研修医を確保するため、県・県医師会・臨床研修病院等で組織する徳島県臨床研修連絡協議会を設置し、関係団体が一体となって各種事業を推進している。当協議会において、臨床研修病院合同説明会への参加や、指導医養成講習会の開催などを行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	臨床研修病院合同説明会で本県の医療機関を訪問した医学部生の累計人数 200人以上	
アウトプット指標（達成値）	臨床研修病院合同説明会で本県の医療機関を訪問した医学部生の累計人数 122人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平成27年度以降の県内での研修医総マッチング件数 405人（令和4年度）	
	<b>（1）事業の有効性</b> 県・医師会・臨床研修病院等で組織する徳島県臨床研修連絡協議会を設置し、県内における関係団体が一体となって各種事業を推進し、研修医の育成・確保を徳島県全体で行うことができたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来、年2回参加等してきた臨床研修病院合同説明会については、令和4年度は1回のみとなったため、アウトプット指標の目標値が未達成となった。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を注視し、参加等の回数の増加や、広報活動の工夫などにより、医学部生の訪問を増やしたい。	

	<p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>県内における関係団体が一体となって各種事業を推進し、徳島県全体で臨床研修病院合同説明会等に参加することで、研修病院単独で参加するよりも多くの研修医の育成・確保を行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.29 (医療分)】 地域保健従事者実践能力強化事業	【総事業費】 1,121 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域保健従事者が資質を向上させることにより、地域の実情を踏まえた関係機関との共同による体制づくりを促進し、健康寿命の延伸や健康危機事象への対応力向上等、さらなる取組の推進が必要である。</p> <p>アウトカム指標： 地域住民の健康や生活をアセスメントし、抽出された健康課題に対し支援ができる新任期保健師の割合 20% (平成30年度) → 30%以上 (令和4年度)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>2025年に向け、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築など、超高齢社会において複雑化する健康課題に対応するとともに、新型コロナウイルス等感染症や災害時等健康危機管理事象に対応できる人材を育成するため、地域保健の主要な担い手である保健師等に対し、計画的かつ体系的な人材育成に向けた研修を実施するとともに、個別性に応じた人材育成等を行い、連携調整能力や地域に生活する人々の主体的な活動を支援する能力の強化を図る。</p> <p>1. 時代のニーズに対応した人材育成のための体系的な研修会の実施 2. 各保健所・圏域における人材育成の実施</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修会受講者延べ人数 50名	
アウトプット指標 (達成値)	研修会受講者延べ人数 71名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 地域住民の健康や生活をアセスメントし、抽出された健康課題に対し支援ができる新任期保健師の割合 62.9%</p> <p>(1) 事業の有効性 研修等を通じ、保健師に必要な集団や地域への支援等についてスキルアップを図ることで、専門能力の向上及び地域保健活動の充実が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	行政保健師を講師として、現場での実践報告を盛り込んだ研修会を企画・開催することで、費用対効果の高い研修会を行った。
その他	



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.30 (医療分)】 救急医療等「総合力」向上事業	【総事業費】 13,300 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県, 徳島県医師会等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師の診療科偏在により救急対応が可能な人材が不足し、医療機関の救急患者受け入れ機能が低下している。</p> <p>また、近年、全国的に交通事故等で多数の傷病者が発生しているが、各医療機関において、多数傷病者発生事案に対応するためのノウハウの蓄積やマニュアルの検証・整備等が十分ではない。</p> <p>アウトカム指標：多数傷病者発生時に活動する医療関係者数 102名(R2) → 108名(R4)</p>	
事業の内容 (当初計画)	救急病院に勤務している医療従事者や郡市医師会会員を対象とした、外傷患者対応を行うための研修会や、多数傷病者発生時の医療機関と関係機関とが連携した活動についての研修会等を実施するとともに、対応マニュアルの検証や整備を進める。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療従事者向けの研修参加者数 100人	
アウトプット指標 (達成値)	医療従事者向けの研修参加者数 250人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 多数傷病者発生時に活動する医療関係者数 170名(R4)</p> <p>(1) 事業の有効性 多数傷病者発生時に迅速な医療活動が実施でき、患者の救命率の向上、後遺症の軽減を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修を複数回に分けて開催することにより、より多くの医療関係者が受講できる機会を確保した。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.31 (医療分)】 後方支援機関への搬送体制支援事業	【総事業費】 1,402 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島赤十字病院, 徳島県立中央病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高度救命救急センター及び小児救急拠点病院においては、救急患者の搬送が集中することが多く、満床となる日も少なくないことから、救急勤務医の負担は大きく、また、新たな救急患者への対応が制限されるといった現状があるため、状態の安定した患者を他の医療機関へいち早く搬送することで、高度救命救急センター及び小児救急拠点病院の空床を確保するとともに、勤務医の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：高度救命救急センター等運営数 令和3年度：2 → 令和4年度：2</p>	
事業の内容（当初計画）	不安定な状態を脱した患者を、搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行うことで、救命救急センターの受入体制を維持するとともに、救急勤務医の負担軽減を図り、勤務医の確保につなげる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	モバイルICUの運用台数 2台	
アウトプット指標（達成値）	モバイルICUの運用台数 2台	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 高度救命救急センター等運営数 1（令和4年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 状態の安定した患者を他の医療機関へいち早く搬送することで、救命救急センターの限りある病床の有効活用を図ることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 後方支援機関への搬送経費に直接補助することで、県内医療機関の役割分担を促進し、効率的に救命救急センターの機能を確保することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.32 (医療分)】 二次救急医療体制確保支援事業	【総事業費】 17,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	二次救急医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>救急搬送患者を積極的に受け入れる二次救急医療機関を支援して勤務医の財政的処遇改善を推進するとともに、三次救急医療機関に集中している救急患者のうち、二次救急医療機関でも対応可能な救急患者の受入れを促進することで、三次救急医療機関の負担軽減と勤務環境改善を図り、救急勤務医を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：救急告示医療機関数 令和3年度：40機関→令和4年度：40機関</p>	
事業の内容（当初計画）	救急搬送患者を積極的に受け入れている二次救急医療機関について、件数に応じて補助を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助医療機関数 15医療機関 補助対象医療機関救急搬送受入総件数 1,275件	
アウトプット指標（達成値）	補助医療機関数 23医療機関 補助対象医療機関救急搬送受入件数 20,362件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 救急告示医療機関数 43機関（令和4年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 補助対象医療機関について、救急搬送の受入が一定数を上回る医療機関に限定することで、二次救急医療機関による救急搬送受入件数の増加を促し、三次救急医療機関の負担軽減が図られた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 二次救急医療機関の搬送受入件数に応じて補助を行うことにより、患者の受入を円滑に進めるとともに、効率的に県内の救急医療提供体制の維持・確保が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.33 (医療分)】 歯科医療従事者養成確保事業	【総事業費】 5,417 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県歯科医師会等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>超高齢化社会が進行する中、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実や、入院患者・要介護者等に対する口腔機能管理の推進が重要であるが、その担い手となる歯科医療人材（歯科衛生士・歯科技工士）の不足が懸念されている。</p> <p>アウトカム指標：県内就業歯科衛生士数（人口10万人対） 160人（令和3年末）→160人（令和4年末）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>（1）歯科衛生士・歯科技工士の確保・養成 関係機関と連携し、中高生等を対象とした研修会を開催することにより、若い優秀な人材を確保するとともに、高齢者施設や障がい者施設等への臨地実習の充実による実践力の強化を通じて、専門的な技術を習得した歯科衛生士を養成する。</p> <p>（2）離職歯科衛生士の再就職支援 出産や育児を機に離職した歯科衛生士が再就職しやすい環境づくりや復職につなげるため、復職支援セミナーを開催し、研修会場に保育士を配置するとともに、デンタルスタッフのコミュニケーションツールの普及を促進することにより、歯科衛生士の復職支援に関する情報や、各種イベントやセミナー等についても情報提供を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会等参加者数 30名	
アウトプット指標（達成値）	研修会等参加者数 34名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業歯科衛生士数（人口10万人対） 188人（令和4年末）</p> <p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、歯科衛生士、歯科技工士の若い優秀な人材の確保・養成が図られ、また離職歯科衛生士が再就職しやすい環境を整えることにより歯科医療の充実が図られる。</p>	

	<p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>就職ガイダンスを新たに開催することが実現し、複数の歯科診療所との接点を創出し、再就職支援・早期退職防止に係る機能が強化された。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34 (医療分)】 口腔機能向上研修事業	【総事業費】 2,000 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>口腔機能（咀嚼、嚥下、発音、味覚等）の低下は、歯科疾患や誤嚥性肺炎の誘因になるだけでなく、全身の虚弱、生活の質の低下を招くことから、医科歯科連携のもと、口腔機能の低下を防ぐことが重要であり、このための人材を確保・養成する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：平均在院日数 36.3日（令和元年）→35.9日（令和4年）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>○口腔機能の向上及びオーラルフレイル予防に関する研修会の開催</p> <p>口腔機能の維持向上を促すツールや継続的な健口体操を支援するための資材を作成・活用し、看護師等の医療従事者や歯科専門職、介護職等の各職種の人材育成を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会参加者延べ人数 70人	
アウトプット指標（達成値）	研修会参加者延べ人数 89人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平均在院日数 36.1日（令和4年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 看護師等の医療従事者等に口腔機能管理の重要性を理解してもらうことにより、潜在的ニーズの顕在化が図られ、これにより、サービス供給体制の整備が促進される。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 事業で使用する消耗品等について、使用頻度・汎用性を検討し、歯科医師会診療部門と併せて購入するなど安価な調達を行っている。また、機器についても歯科医師会所有の物品を使用できることで経費を削減できる。</p> <p><b>（3）見解及び方向性</b></p>	

	<p>「平均在院日数」は新型コロナウイルス感染症の影響等により、「36.1 日」と目標値に至っていないが、前年度の「36.2 日」から短縮されており、事業の効果はあったものとする。引き続き、各所属等において、情報やツールを活用した取組等を推進し、知識を波及していくことが期待される。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.35 (医療分)】 小児科・産科医師に係る働き方改革モデル事業	【総事業費】 2,100 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	徳島大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>小児科・産婦人科医師は長時間労働となる傾向があるとされているうえ、県内医療機関では、若手の小児科・産婦人科医師の確保が困難な状況となっている。</p> <p>一方で、令和6年4月より、医師の時間外労働規制が適用されることとなっており、医師労働時間短縮計画の策定やタスクシフト、勤務環境改善等の取組みが始まっている。</p> <p>アウトカム指標： 県内病院に従事する小児科・産婦人科医師数 小児科医 64人 (H30) → 64人 (R5) 産婦人科医 50人 (H30) → 50人 (R5) ※「医師・歯科医師・薬剤師統計」により把握する。</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>小児科・産婦人科医医師の長時間勤務となっている実態及びそれを短縮するための医療機関の取組みの検証、分析結果の普及に加え、小児科・産婦人科医師の働き方改革に関する県内外の先進的な取組事例を把握するとともに、長時間勤務に影響を及ぼしている要因の詳細な解析等を実施し、時間外労働の上限規制の適用に向けた効果的な方策や好事例の取組みの横展開を図る。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実態調査 (レセプト解析を含む) : 1回</li> <li>・好事例の取組調査 : 1回</li> <li>・検討会議開催 : 2回</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実態調査 (レセプト解析を含む) : 1回</li> <li>・好事例の取組調査 : 1回</li> <li>・検討会議開催 : 2回</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内病院に従事する小児科・産婦人科医師数 小児科医 64人 (R2) 産婦人科医 50人 (R2) 代替指標として、本県調査による公立・公的病院常勤医師数</p>	



	<p>小児科医 53人 (R4) → 53人 (R5) 産婦人科医 52人 (R4) → 49人 (R5)</p>
	<p><b>(1) 事業の有効性</b>        県内医療機関とそこに勤務する小児科・産婦人科医師のアンケート調査を実施するにあたり、長時間勤務となっている地域の特有の要因の有無、それを改善するための医療機関の取組みを検証することにより、医師の業務負担を軽減し、働き方改革に資する。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>        県内の小児科・産婦人科医師の勤務の現状を調査・分析するにあたり、働き方改革のあり方に積極的に関わる徳島大学との連携のもと、2024年4月の勤務医の時間外労働の上限規制の適用に向けた検討状況について情報収集するなど、効率的な先行研究を実施した。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.36 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 86,521 千円
事業の対象となる区域	東部・南部・西部	
事業の実施主体	医療機関等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	徳島県においては、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標： 医師 2,425人 (H30) → 2,450人 (R5 までに) ※「医師・歯科医師・薬剤師統計」により把握する。	
事業の内容 (当初計画)	医療機関において、医師の労働時間短縮に向けた体制整備を構築するため、タスクシフティング・タスクシェアリングの推進による勤務環境改善に資する取組み、連続勤務時間や勤務間インターバルの適切な設定等、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組みに係る経費を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	本事業を活用し、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組みを実施した医療機関数 1 医療機関	
アウトプット指標 (達成値)	本事業を活用し、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組みを実施した医療機関数 1 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 2,435人 (R2) 代替指標として、本県調査による県内医療機関従事医師数 2,485人 (R4) → 2,488人 (R5)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、多職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、必要な支援を行うことでチーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>医療機関に対して必要な支援を行うことで、医師の長時間労働を是正し、負担の軽減をすることで、離職防止を図るほか適切な医療が提供できる体制を構築できる。</p>	
その他		

